

イ 主張

(ア) 本件各規定は憲法14条1項に違反しないこと

a 父子関係を含む家族に関する事項をどのように定めるかという問題については、我が国の歴史及び伝統、人口構成など社会の構造の現状認識及び将来の変化予測、国民の意識ないし価値観、子の福祉、家族関係に関する諸施策ないし諸制度との調整、福祉政策など国家、社会の全般にわたる諸事情を総合考慮して定めるべき事柄であるから、第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねられている。

b 現行の嫡出推定制度は、夫婦間の子が嫡出子となることは婚姻による重要な効果であることから、出産の時期を起点とする明確で画一的な基準に基づいて父性を法律上推定し、父子関係を早期に定めることによって子の身分関係の法的安定を図る仕組みとして設けられている。

同制度は、父子関係を早期に定めることを重視しているため、法律上推定される父性が血縁上の父子関係と合致しない事態が生じることは制度上予定されている。

c 現行の嫡出推定制度に対しては、原告らが主張するように、妻及び子にも嫡出否認権を認めるべきであるとの考え方もあり得る。もっとも、そのような考え方には、次のような問題点がある。

(a) 妻に嫡出否認権を認める場合には、父子関係の当事者以外の者に権利を付与することとなり、真に子の利益のために権利が行使されることになるかが不確かであり、子の相続権や扶養を受ける権利等が父子の意思に反して奪われる事態が生じ得る。

(b) 子に嫡出否認権を認める場合には、仮に、出生後一定期間（例えば1年間）に限って権利を認めれば、子に判断能力がなく、その代理人が権利を行使することとなり、妻に認める場合と同様の問題が生じる。他方で、子が成長した後に権利を認めるとすれば、それまでに生じた法律関係が覆され、法的安定を著しく害するおそれがある。

(c) その他、妻や子以外（例えば、子の血縁上の父であると主張する者、子あるいは夫婦の親族、公益の代表者である検察官）に権利を認めるとする見解も存在するが、これらを含め、いずれも、真に子の利益が守られるかどうかという問題への懸念は払拭できない。

以上によれば、妻と子に嫡出否認権を認めることが必ずしも合理性を有するとはいえない。

d 多様な制度設計が考えられる嫡出否認権を行使する者の範囲の定め方については、正に嫡出推定制度全体の在り方に関わる問題として、国会の合理的な裁量に委ねられている。子の利益を確保し、家庭の平和を尊重する観点から、否認権者を夫に限定することで父子関係を早期に確定する現行の嫡出推定制

度が合理性を有することは明らかである。

e なお、形式的には嫡出推定が及ぶように見える事案であっても、妻がその子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、当該子は実質的には嫡出推定を受けず、親子関係不存在確認訴訟を提起して、父子関係を争うことができる（最高裁平成12年3月14日第三小法廷判決・集民197号375頁）。また、夫婦の実態が失われ、単に離婚の届出が遅れていたにとどまる場合など、実質的には民法772条の推定を受けない嫡出子であれば、夫からの嫡出否認を待つまでもなく、実父に対し認知の請求ができる（最高裁昭和44年5月29日第一小法廷判決・民集23巻6号1064頁）。

本件においても、これらの事情が存在する場合には、原告らは親子関係不存在確認訴訟により父子関係を争うか、又は嫡出否認を待たずに実父に対し認知の請求をすることができたと考えられる。原告A、原告B及び原告Cの無戸籍の原因が民法774条にあるとは言えない。

(イ) 本件各規定は憲法24条2項に違反しないこと

婚姻制度及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法13条、14条1項に違反しない場合に、更に憲法24条にも適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生じる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断するのが相当である（最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2586頁）。

上記(ア)のとおり、嫡出否認のためにどのような制度を定めるかは、立法政策に属し、立法府たる国会の広い裁量に委ねられている。父子関係について、子の利益を確保し、家庭の平和を尊重するという観点から、早期に父子関係を確定することを目的とする現行の嫡出推定制度には合理性があり、これが、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たらないことは明らかである。

(ウ) 立法不作為の違法性について

上記(ア)・(イ)のとおり、本件各規定は憲法の規定に違反しないから、立法不作為に関する原告らの主張はその前提を欠いており、理由がないが、国会の議論状況、日本が締結した条約との関係及び諸外国の立法状況等を踏まえても、次のa～dのとおり、本件各規定が憲法14条1項及び憲法24条2項に違反することは明白であるにも関わらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改正を怠ったと評価する余地はない。

a 国会の議論状況等について

(a) 原告らが指摘する現行の嫡出推定制度を批判する側の意見がある一方で、同制度の合理性が指摘され、また、嫡出否認の訴えの提訴権者を拡大することについては慎重な議論が必要であることが指摘されている。

(b) 児童の権利委員会は、同条約の締約国に対し、全ての児童を登録し、実質上無国籍状態から児童を保護することを確保するために、国籍法及び関係規則を条約7条の規則と適合させるべく改正すること等を勧告しているが、同勧告は、本件各規定そのものが条約に違反するとまで指摘したものではない。また、仮に、同勧告が、本件各規定が条約7条に違反している旨の指摘であったとしても、そのことから直ちに本件各規定が条約より上位の法規範である憲法の規定に違反することにはならない。

(c) 現行の嫡出推定制度の改正については根強い反対論があり、その改正に当たっては慎重な議論が必要である。政府は、同改正とは別に、本件通達の発出を含め、無戸籍児の問題の解決に政府を挙げて努めている。

b 女子差別撤廃条約について、本件各規定が嫡出否認の訴えを夫にのみ認め、妻に認めていないのは、上記(ア)のとおり、妻が父子関係の当事者でないことを理由としており、性に基づく区別、排除ではないから、同条約が定める女子に対する差別には当たらない。

c 諸外国の立法との関係について、婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断によって定められるべきものであるから、諸外国の法改正が本件各規定の合憲性に直ちに影響を与えないとはいえない。

d 我が国の嫡出推定制度に関するこれまでの判例の動向を見ると、現時点においても、その合理性を否定する判例は存在せず、むしろ、最高裁平成26年7月17日第一小法廷判決・民集68巻6号547頁は、現行の嫡出推定制度において、嫡出否認権を行使することができる者の範囲を夫のみとしていることの合理性を直接的に肯定している。判例の動向は、本件各規定が憲法の規定に違反することが明白であったか否かを判断する上で重要な考慮要素であるというべきであり、仮に、原告らが主張する事実関係を前提としても、本件各規定が、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反することが国会にとって明白であったとはいえないことは明らかである。